

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学
業務実績の評価に関する基本的な考え方

1 評価の目的

- (1) 評価により、大学の継続的な質的向上を促進すること
- (2) 評価を通じて、社会への説明責任を果たすこと

2 基本方針

- (1) 評価は、教育研究の特性、自主性、自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務実績全体について総合的に行う。
- (3) 評価は、一連の過程を通じて、法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすものとする。
- (4) 評価は、法人が自主的に行う組織・業務全般の見直しや次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。
- (5) 評価にかかる業務が法人の過度の負担とならないように留意する。
- (6) 評価の仕組みについては、必要に応じて工夫・改善を行う。

3 評価事項

地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する以下の評価を実施する。

ア 法第 28 条に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）

イ 法第 30 条に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

4 評価方法

○年度評価及び中期目標期間評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

・項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況または達成状況を確認し、評価を行う。

・全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。

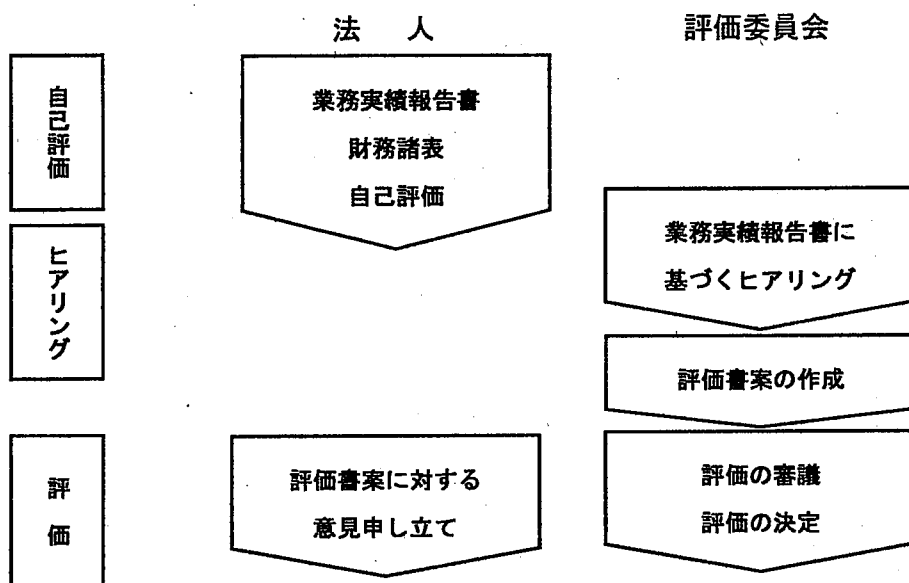
○評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。なお、法第 79 条の規定に基づき、中期目標期間における評価は、認証評価機関の評価を踏まえるこ

ととする。

○評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示して、意見の申立ての機会を設ける。

○年度評価及び中期目標期間評価の具体的な方法については、別途定める。

5 評価のイメージ



6 評価スケジュール（予定）

項目	時期	実施内容
業務実績報告書、財務諸表の作成・提出	6月末	・法人が業務実績報告書、財務諸表を作成し、市に提出
評価委員会 (法人ヒアリング)	7月上～中旬	・法人が業務実績報告書、財務諸表を説明 ・委員による質疑、委員間の意見交換
評価書（案）の作成	7月中旬	・上記意見に基づき、評価委員会が評価書（案）を作成
評価書（案）を法人に通知	7月下旬	・評価委員会が評価書（案）を法人に提示 ・法人から意見申し出
評価委員会 (評価書審議、財務諸表・利益処分承認)	8月上旬	・評価書の修正審議 ・財務諸表及び利益処分の承認
評価書の確定	8月中旬	・法人へ通知（必要があると認めるときは、業務運営改善等の勧告をすることができる） ・市長に報告
評価書の公表	9月	・公表（9月議会報告案件）